

但ニ法律的効力ヲ有スル書類ヲ作製シ從業員側ト取交スルコト
一右手續完了、上ハ直ニ從業員ハ工場ヲ立退クコト

昭和十二年九月十七日

萬朝報社 代表 長谷川善治

出版産業
労働組合

代表 林 主 順
山 縣 茂

1
1

勞務第九二五號

昭和十二年五月五日

警視總監 横山 助成

内務大臣 河原田 祿吉 殿
社會局長 官 殿
各縣 存 長 官 殿

(省廳事務課長 官 殿)

管下官營工場等ニ於ケル物價騰貴ニ伴フ
價金値上状況ニ關スル件

標記ノ件ニ關スル管下各官營工場等ニ於ケル價上状況ノ實情ハ
三月二十七日附勞務第九二六號ヲ以テ既報ノ通ナルカ、其後ノ
状況左記ノ通ニ有之

(一) 陸軍省關係

